

## 5-26 車枠及び車体

### 5-26-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第18条第1項第1号関係、細目告示第178条第1項関係）

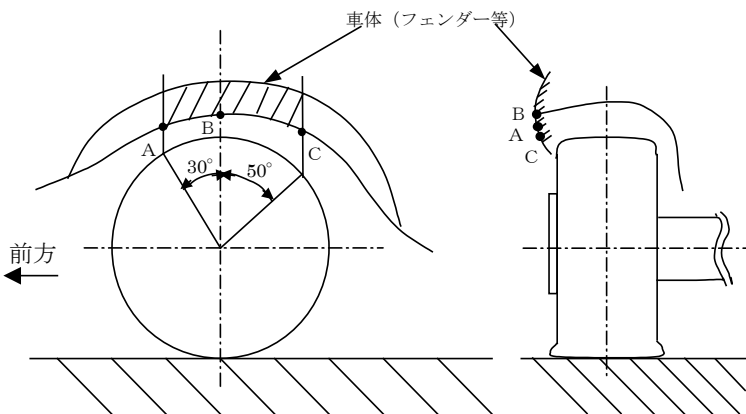
- ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ② 車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにしていること。
- ③ 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならない。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第178条第2項関係）

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第2項関係）

- ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 $30^\circ$ 及び後方 $50^\circ$ に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダー等）より車両の外側方向に突出していないもの

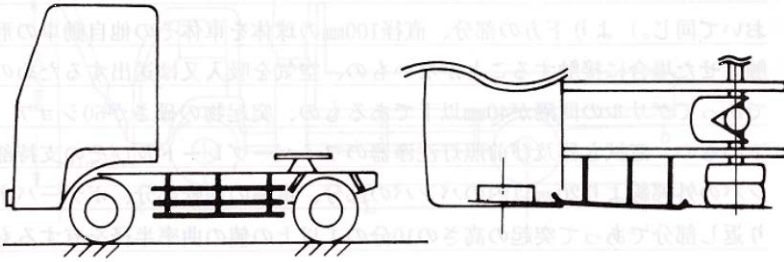
（参考図）



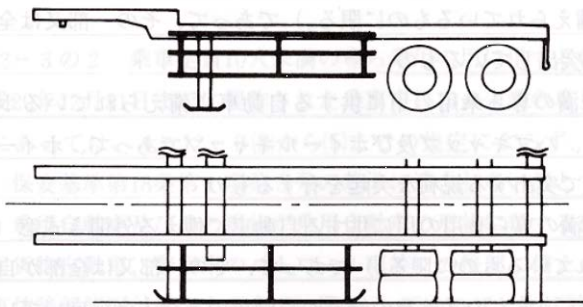
- ② 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であつて、5-29の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの

（参考図）

例1



例2



③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分（鉛直線と母線のなす角度が30°である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡（以下「フロアライン」という。）より下方の部分を除く。）の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあっては、この限りでない。

イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。）は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。ただし、角部の硬さが60ショア(A)以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔（直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が40mm以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔(δ)	角部の形状
$h < 5\text{mm}$	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がな	$25 < \delta \leq 40\text{mm}$	角部の半径が1.0mm以上であること。

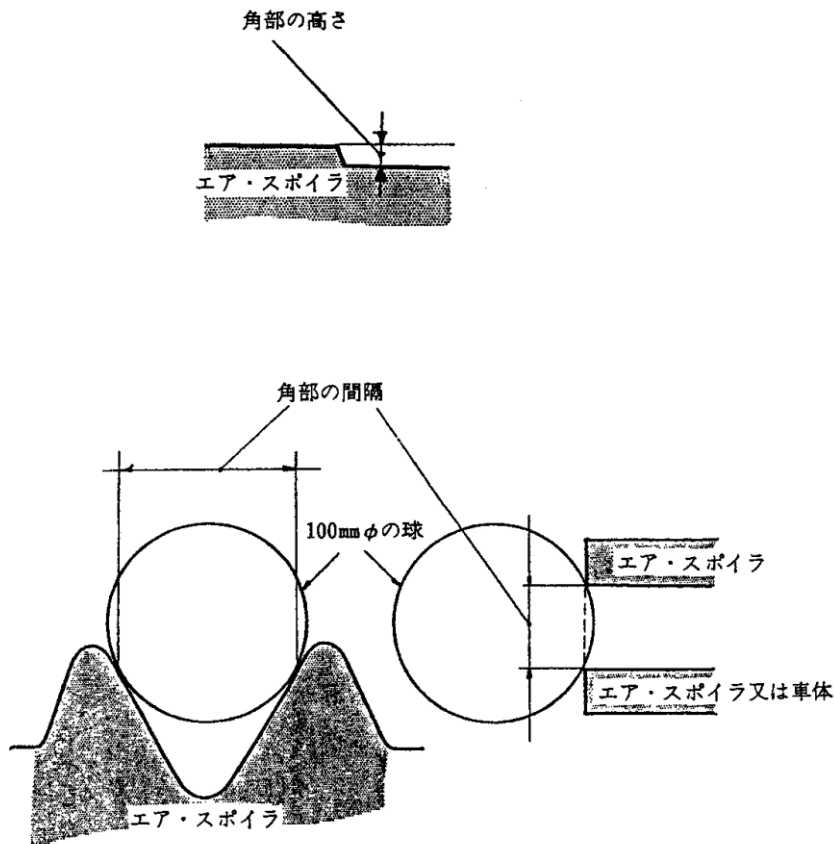
	いこと。	$\delta \leq 25$	角部の半径が0.5mm以上であること。
--	------	------------------	---------------------

ウ エア・スポイラは、その付近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分）にあつては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部（以下「ウイング」という。）を有していないものであること。ただし、ウイング側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない等ウイング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合、ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合又はウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合にあつては、この限りでない。この場合において、ウイング側端付近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

（例）角部の高さ及び間隔の例



(4) 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の規定にかかわらず、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第3項関係)

- ① 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。

ただし、平成29年3月31日までの間は、②、③、④及び⑤の規定を適用しないことができる。また、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、4-2-5及び4-2-6の基準を適用したものにあつては、⑪の規定は適用しない。(細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)

- ① バンパの端部であつて、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
- ② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下③から⑤までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(次に掲げるものを除く。)

ア 後写鏡

イ 牽引装置

ウ 高さ2.0mを超える部分

エ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分

オ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分

カ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隔であつて隙間が40mm以下であるもの

キ 突起物の硬さが60ショア(A)以下のもの

ク 窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパーブレード並びにその支持部品

ケ 車輪の回転部分

コ ボディーパネルの折り返し部分であつて突起の高さの10分の1以上の値の曲率半径を有するもの

サ 自動車の側面に備えるデフレクターの端部

シ ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部

ス 先端を除くアンテナのシャフト

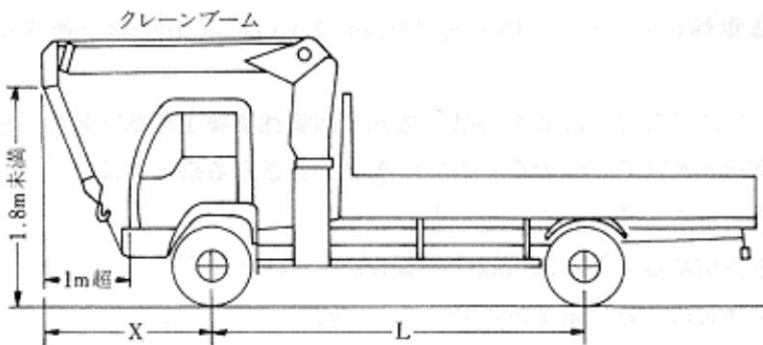
セ 指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

ソ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

- ③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ(高さ2.0m

以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの

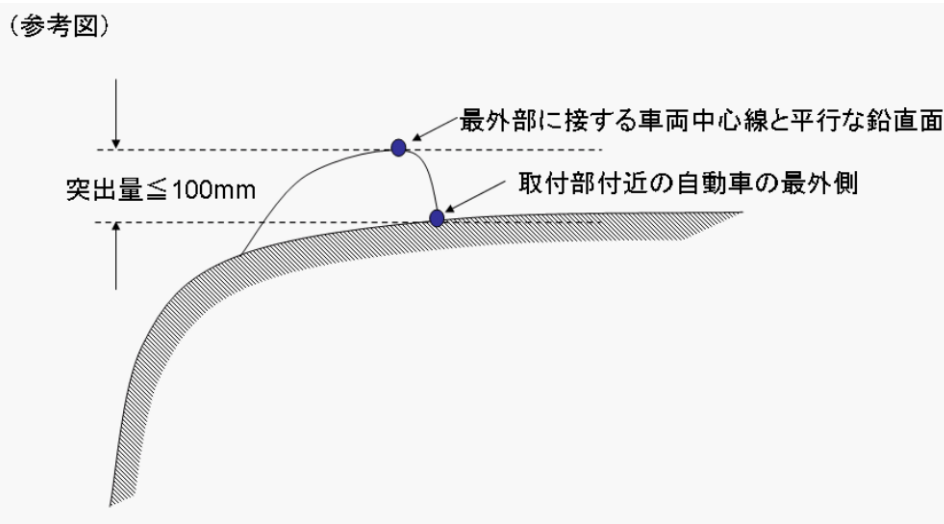
- ④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの
- ⑤ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの
- ⑥ 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
- ⑦ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの
- ⑧ レバー式のドアハンドルで先端が自動車の進行方向に向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
- ⑨ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前部の取付高さが次に該当するもの
  - ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
  - イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える付属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
  - ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
 （参考図）



$$X > \frac{2}{3}L$$

- ⑩ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの
- ⑪ 5-79に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、次のいずれかに該当するもの

- ア 当該装置の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの
- イ 当該装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア（A）以下のものにあってはこの限りでない。



- (6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び（5）のただし書きにより②、③、④及び⑤の規定の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第5項関係）
  - ① 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの
    - ア 車体の凹部に組み込まれているもの
    - イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの
  - ② 地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの
- (7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。）は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下でなければならない。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示

第178条第6項)

(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第178条第7項)

① 物品を積載する装置を有しない自動車

② 物品を積載する装置が次に該当する自動車

ア タンク又はこれに類するもの

イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

③ その後面に、折りたたみ式でない煽であってその高さが荷台床面から155cm以上のものを備える自動車

④ バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体にとびらを備えているもの

(9) (7)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、次により計測した長さとする。

(細目告示第178条第6項関係)

① 車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。

② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属品は含まないものとして計測する。

③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。

④ 道路交通法第59条第1項ただし書により故障車等を牽引する自動車にあつては、牽引するための構造・装置を格納した状態で計測する。

5-26-2 欠番

5-26-3 欠番

5-26-4 適用関係の整理

4-26-4の規定を適用する。